

四日市市告示第479号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年5月22日

四日市市長 森 智広

1 預かり保育事業・一時預かり事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 一 二三会	三重こども園	四日市市三重一丁目7

確認年月日：令和6年4月1日